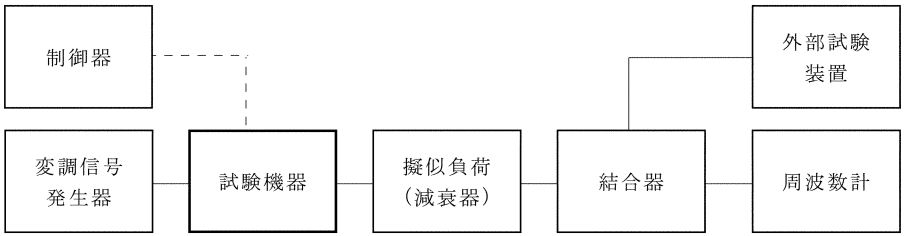
二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　外部試験装置より試験信号を加える。

⑵　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

4　測定操作手順

試験機器の周波数を安定した状態で１回測定を行う。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他の条件

外部試験装置の基準周波数が試験機器の周波数に影響することに留意する。

三　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う。この場合において、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を通常の使用状態と等しくするための取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。この場合において、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のア及びイの条件とする。

ア　全振幅３㎜、最低振動数（毎分300回以下で振動試験機において設定可能な振動数をいう。以下このアにおいて同じ。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回及び最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。

イ　全振幅１㎜、毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。

⑶　⑵の振動を加えた後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

4　その他の条件

⑴　本試験項目は、認証の試験の場合のみ行う。

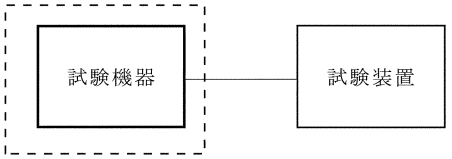
⑵　本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用されるものである旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

⑶　試験機器に加える振動は、上記３⑵の条件のほか、次の表のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周　波　数	ＡＳＤ（Acceleration Spectral Density）ランダム振動
５Hzから20Hzまで	0.96㎡／s^3
20Hzを超え500Hzまで	－３dB／Octave

四　温湿度試験

1　測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

2　試験機器の状態

⑴　３⑴ア、３⑵ア及び３⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　３⑴イ、３⑵イ及び３⑶イの放置時間経過後（湿度試験にあっては、常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃及び－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　高温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑶　湿度試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。